

事務連絡
令和3年3月19日

各地方整備局 企画部 情報通信技術課長 殿
北海道開発局 事業振興部 機械課 電気通信官 殿
沖縄総合事務局 開発建設部 情報通信技術室長 殿

大臣官房 技術調査課
電気通信室 企画専門官

「統合型 IP 電話交換設備設置工」の試行について

標記について、下記のとおり試行されたい。

記

1. 試行歩掛
統合型 IP 電話交換設備設置工
※詳細は別紙のとおり
2. 試行開始期間
令和3年4月1日以降に入札公告を行う案件から適用する。

担当：国土交通省 大臣官房 技術調査課
電気通信室 電気通信基準係
深尾（80-22376）
原口（80-22377）

統合型 IP 電話交換設備設置工

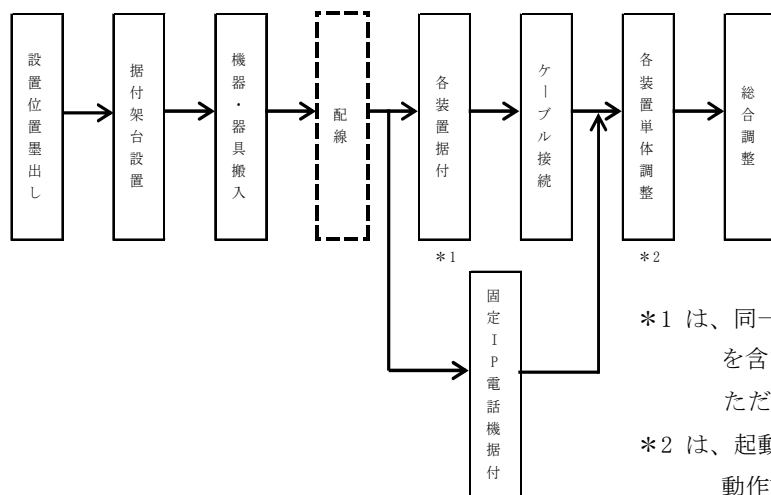
1. 適用範囲

本資料は、統合型 IP 電話交換設備各種機器の設置を行う統合型 IP 電話交換設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、実線部分のみである。



*1 は、同一室内における装置間の各種ケーブルの敷設を含む。

ただし、移設の場合は除く。

*2 は、起動・動作試験、ランプ・メータ・スイッチ類動作試験、光信号入出力レベル測定等を含む。

3. 標準歩掛

3-1 統合型 IP 電話交換設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
SIP サーバ (呼制御部)		台	—	1.0	
SIP サーバ (SIP-SIP ゲートウェイ)		台	—	1.0	
VoIP ゲートウェイ (私設線)		台	—	1.0	
VoIP ゲートウェイ (公衆網)		台	—	1.0	VoIP ゲートウェイ(公衆線)が独立の場合
コミュニケーション機能部		台	—	—	SIP サーバに含む
固定 IP 電話機 (タイプ 1、タイプ 2)		台	—	0.1	

(注) 1. 本歩掛には、固定 IP 電話機を除く同一室内の装置間の配線等も含まれる。

2. 固定 IP 電話機を除く各種機器は、増設時の歩掛であり、新設時にこれが他の装置に実装されている場合は、その架の歩掛のみを計上する。

3-2 統合型 IP 電話交換設備調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
SIP サーバ (呼制御部)		台	1.5	—	
SIP サーバ (SIP-SIP ゲートウェイ)		台	1.5	—	
VoIP ゲートウェイ (私設線)		台	1.5	—	
VoIP ゲートウェイ (公衆網)		台	1.5	—	VoIP ゲートウェイ(公衆線)が独立の場合
コミュニケーション機能部		式	—	—	SIP サーバに含む
固定 IP 電話機 (タイプ 1、タイプ 2)		台	—	0.05	
無線 LAN 端末 (機能確認)		台	—	0.05	
PC ソフトフォン (機能確認)		台	—	0.05	

3-3 統合型 IP 電話交換設備総合調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
総合試験調整	内線 20 回線毎に	式	0.7	—	内線 20 回線 相当毎に
総合試験調整	私設線 20 回線毎に	式	0.7	—	私設線・公衆線 20 回線相当毎に